

乙川中部

—— 自然が生きて住みたくなる街 ——

街づくり

お願い

・建築行為等の制限について

半田乙川中部土地区画整理事業の施行地区内で次のことをする場合は、土地区画整理法第76条の規定に基づく許可が必要となりますので、必ず土地区画整理事業施行地区内建築行為等許可申請書※¹を提出し、許可を受けてから建築行為等を行うよう注意してください。

1. 建築物や工作物の新築・改築・増築
2. 事業の障害となるおそれがある土地の形質の変更
3. 重量5トン以上の物件の設置、たい積

・宅地（土地）の所有権等の移転の届出について

知多都市計画半田乙川中部土地区画整理事業施行条例第41条により、施行地区内の土地について、権利の移転があったとき（**相続、売買等**）には、すみやかに届出をすることが必要です。届出がされていないと、仮換地及び敷地地番該当証明書等を発行することができないなど、支障がでることもありますので、移転があったときには必ず所有権移転届出書※²の提出をお願いいたします。

※1、2の様式は半田市のホームページにも掲載していますのでご利用ください。

・清算金について

区画整理事業の終了時に確定測量を行い、仮換地指定地積より増減がある場合、または仮換地に過渡し・不足渡がある場合に、清算金が発生することがあります。清算金は、換地処分（区画整理事業完了）の時点での所有者の方に清算していただくことになりますので、土地売買の際はご注意ください。ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

このニュースはみなさんと街づくりを検討する資料です。大切に保管してください。

●お問い合わせ・ご意見は下記まで●

半田市役所 3 階 建設部市街地整備課
(0569) 22-9302/FAX (0569) 23-6061
Email: shigai@city.handa.lg.jp



販売中の保留地(76街区1画地)

平成30年3月
(1988.1. No.1 発行)

半田市

区画整理事業の状況について

平成29年度は、向山霊園周辺の道路や宅地造成工事を行い、向山墓地改葬委員会により新しい霊園が完成しました。

平成30年度は、環状線（跨線橋の一部）の道路整備工事を行う予定です。

事業の進捗状況としては、平成30年3月末現在、建物移転率が約97%となり、事業費でみると約83%となっています。

平成29年度～平成30年度（主な工事箇所）

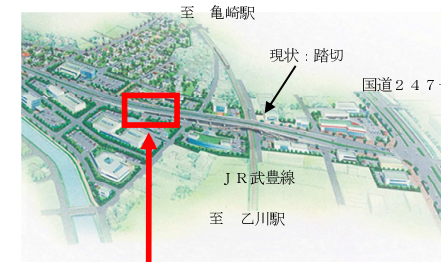


跨線橋の工事が始まります

左記に記載のとおり、平成30年度より跨線橋の一部工事が始まります。

この工事に伴い、現在の道路より西側の仮設道路を通行することになりますが、工事中を含め引き続き交互通行できます。

工事中はご迷惑をおかけいたしますが、よろしくお願いいたします。



工事予定区間はこちらです。

保留地の販売を行っています

平成29年度に、お求めやすい面積と価格になるよう一部の保留地を分割し、その結果、一般販売している11区画について、ご契約いただきました。

引き続き、15区画を先着順にて販売していますので、住宅建築などで土地をお探しの方は、ぜひご検討ください。

平成30年度からは、保留地を第三者へ譲渡（売買等）することも可能になります。
詳しくは市街地整備課へお問い合わせください。



保留地とは・・・

土地区画整理事業地区の土地所有者から少しずつ土地を出していただくことにより、新たに生み出された土地のうち、事業費の一部とする為売却される宅地のことです。

※保留地の情報は半田市ホームページにも掲載しています。（現地写真あり）

※お問い合わせは、市街地整備課 乙川中部担当（TEL 0569-22-9302）まで